# 個人情報保護基本規程

「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」 【JIS Q 15001:2023 準拠 ver1.0】対応

# 株式会社 \* \* \* \* \*

制 定 2024年1月19日 第1版

代表者承認	個人情報保護管理者

# 個人情報保護基本規程

#### J.1 組織の状況

### J.1.1 組織及びその状況の理解(4.1)

- 1. \*\*\*\*\*\*\*(以下、「当社」という。)は、個人情報を取り扱う事業に関して、個人情報保護マネジメントシステム(以下、「PMS」という。)に影響を与えるような外部及び内部の課題を特定する。
- 2. 外部の課題として以下を特定する。
- ・個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針及びその他の規範
- 3. 内部の課題として以下を特定する。
- ・PMSの確立、実施、維持及び継続的改善に必要な資源(人員・組織基盤・資金)
- セキュリティ対策
- 4. 当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(略称: JIPDEC)が定める「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」(以下、「構築・運用指針」という)に準じるために、本規程を作成し、従業者に順守させる。
- 5. 本規程で使用する用語は、「個人情報の保護に関する法律」、「JIS Q 15001」、「構築・ 運用指針」に定められたものを適用する。

#### J.1.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解(4.2)

- 1. 当社は、次の事項を特定する。
  - a)個人情報保護マネジメントシステムに関連する利害関係者
  - b)その利害関係者の、個人情報保護に関連する要求事項
- 2. 個人情報保護マネジメントシステムに関連する利害関係者(1 項 a))として以下を 特定する。
- ・本人
- PMS に関する個人
- 従業者
- ・委託元(及び委託元の顧客)
- 委託先
- 3. 前項に特定したものの個人情報に関する要求事項(1項b))として以下を特定する。
- ・本人:関係法令、官公庁などのガイドライン、所属団体による自主規制
- ・PMS に関する個人:関係法令、官公庁などのガイドライン、所属団体による自主規制
- ・従業者:関係法令、官公庁などのガイドライン
- ・委託元(及び委託元の顧客):関係法令、官公庁などのガイドライン、商慣習に基づき遵守すべき事項、契約上の義務
- ・委託先:関係法令、官公庁などのガイドライン、商慣習に基づき遵守すべき事項、契約 上の義務

#### J.1.3 法令、国が定める指針その他の規範(4.1)

- 1. 当社は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範(以下、「法令等」という。)を特定し参照する手順を内部規程として文書化する。
- 2. 法令等を特定し参照する。

#### 【運用手順】

- 1. 法令等を特定し参照する手順として、以下を定める。
  - (1) 実施担当者

法令、国が定める指針その他の規範に関する調査及び特定の実施担当者は、個人情報保護管理者が指名した文書管理責任者とする。

(2) 調査時期

法令、国が定める指針その他の規範に関する調査及び特定は、少なくとも年一回行うが、新設や改廃などの情報を入手したときは、速やかに行う。新設や改廃などの情報を入手する手段として、実施担当者は、以下の内容を記した「法令、国が定める指針その他の規範一覧」を作成、個人情報保護管理者が承認する。

- ・適用される"法令、国が定める指針その他の規範"の名称
- ・適用される"法令、国が定める指針その他の規範"の制定日及び最終改定日
- (3) 結果の報告

実施担当者は、上記の結果、新たな法令や規範などの特定、又は改定・変更があった場合には、個人情報保護管理者に報告を行い、「法令、国が定める指針その他の規範一覧」を更新する。

(4) 規程への反映

報告を受けた個人情報保護管理者は、新たに特定、又は改定・変更された法令、国が定める指針その他の規範の条文と当社の規程を照らし合わせ、不整合があるかどうか確認する。不整合があった場合、個人情報保護管理者は、該当する当社の規程の改定を行う。

(5) 改訂結果の周知

改定の結果を、従業者に周知すると共に、特定された「法令、国が定める指針その他の規範一覧」を、社内イントラネット内に掲示する等して、従業者が閲覧可能な状態に置く。

#### J.1.4 個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲の決定(4.3)

- 1. 当社は、自らの事業の用に供している全ての個人情報の取扱いを個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲として定め、その旨を文書化する。
- 2. 文書化した情報は利用可能な状態にする。

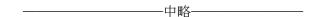
#### 【運用手順】

1. 当社の個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲は、当社が自らの事業の用に供しているすべての個人情報とし、仮名加工情報、匿名加工情報、及び個人関連情報においても適用範囲とする。

2. 当社に所属する全ての従業者が、当社の個人情報保護マネジメントシステムを遵守しなければならない。

#### J.1.5 個人情報保護マネジメントシステム (4.4)

1. 当社は、構築・運用指針に従って、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、継続的に改善する。



#### J.4.4.2 緊急事態への準備(7.4.3、A.13)

- 1. 当社は、緊急事態が発生した場合に報告等が必要となる関係機関及び利害関係者をあらかじめ特定する。
- 2. 個人情報保護リスクを考慮し、その影響を最小限にするため、当社は、緊急事態を特定するための手順及び特定した緊急事態にどのように対応するかの手順を内部規程として文書化する。
- 3. 緊急事態への準備及び対応に関する規定には、緊急事態が発生した場合に備え、次の 事項を対応手順に含むこと。
  - a)緊急事態が発生した個人情報の内容を本人に速やかに通知するか、又は本人が容易に 知り得る状態に置くこと。
  - b)二次被害の防止、類似事案の発生回避などの観点から、可能な限り事実関係、発生原因及び対応策を、遅滞なく公表すること。
  - c)事実関係、発生原因及び対応策を、関係機関及び利害関係者に直ちに報告すること。
- 4. 当社は、緊急事態が発生した場合、定めた手順に従って緊急事態への対応を実施する。

#### 【運用手順】

- 1. 緊急事態に対応する手順として以下を定める。
- (1) 事故とは次の事象のことを指す。
  - ①漏えい、 ②紛失、 ③滅失・き損、 ④改ざん、正確性の未確保、 ⑤不正・ 不適正取得、 ⑥目的外利用・提供、⑦不正利用、 ⑧開示等の求め等の拒否、 ⑨ 上記①~⑧のおそれ
- (2) 第三者による情報システムの脆弱性の指摘や個人情報の事故等、重大と思われる事態が発生した時、また、発生すると考えられる時、個人情報保護管理者は、直ちに以下のアクションをとる。
  - ・事実や状況を確認する。
  - ・確認した結果が重大と判断される時には、社長ならびに各部の責任者に連絡をとる
  - ・想定される経済的な不利益及び社会的な信用の失墜、本人への影響などのおそれ を考慮し、その影響を最小限とするための対応策を検討し、速やかに実施する。
- (3) 既に発生した事実に対しては、顧客窓口責任者が、漏えい、滅失又はき損が発生した個人情報の内容をご本人に電話やメールなどで通知するとともに、その他のお客

様からの問い合わせに備える。

- (4) 進捗状況は、随時関連部署に連絡するとともに、「事故対応記録」 に経緯を記録する。
- (5) 二次被害防止の観点上また類似事案の発生回避のため、可能な範囲で事実関係、発生原因及び対応策について当社ウェブサイト上に公表を行う。
- (6) 事故発生時の連絡及び報告の為に「事故発生時の連絡体制図」を準備する。
- (7) 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全確保に係わる重大な事態の報告に関する規則」(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号)第2条各号に規定されている特定個人情報に係わる重大な事態が発生した場合は、報告の要否を判断の上、「個人情報保護委員会」に報告する。
- (8) 事故の内容に応じて、報告が必要であるか否か、必要であれば"確報"のみでよい案件であるか、"速報及び確報"が必要な案件であるかを判断し、「プライバシーマーク付与機関」及び「個人情報保護委員会」に報告する。
  - ・"速報及び確報"が必要な案件の対象は以下である。
    - 1. 要配慮個人情報の事故等
    - 2. 経済的な損失を伴うこととなるおそれのあるようなデータの事故等
    - 3. 不正の目的をもって行われたおそれがある事故等
    - 4.1,000 人分を超える事故等
    - 5. 付与機関がPマーク審査基準における重大な違反のおそれがあると認めた事態の場合 |
  - ・"速報及び確報"に必要な項目は以下である。
    - A) 概要
    - B) 個人データの項目
    - C) 個人データに係る本人の数
    - D) 原因
    - E) 二次被害の有無及びその内容
    - F) 本人への対応の実施状況
    - G) 公表の実施状況
    - H) 再発防止のための措置
    - I) その他参考となる事項
  - ・本人に対しても状況に応じて速やかに、上記のA)、B)、D)、E)、D)、E) がある。
  - ・速報のタイミングは、事故発覚から概ね3日~5日以内、確報のタイミングは、 事故発覚から原則30日以内(不正の目的をもって行われたおそれがある漏えい 等の場合は、60日以内)とする。

※プライバシーマーク付与事業者は審査を受けた審査機関(以下、「プライバシーマーク申請機関」という。) へ報告し、報告を受けた審査機関はその旨付与機関へ報告する手順となっている。「プライバシーマーク申請機関」及び「個人情報保護委員会」の報告先及び報告方法については、それぞれのウェブを参照のこと。

# J.8 取得、利用及び提供に関する原則

1. 当社は本項 J.8 における個人情報の取得、利用及び提供に関する原則と、その運用手順を定める。

#### 【運用手順】

- 1. 当社は、J.8.1~J.8.8 に定める個人情報の取得、利用及び提供にあたる手順として以下を定める。
- (1) 新規個人情報及び要配慮個人情報の取得 新規個人情報及び要配慮個人情報の取得においては「新規個人情報取得申請書」を 作成して、個人情報保護管理者の承認を得る。
- (2) 個人情報の取扱いの変化 個人情報の取扱いに変化があった場合は「個人情報取扱申請書」を作成して、個人 情報保護管理者の承認を得る。
- (3) 例外事項の発生 各種例外事項が発生する場合は「例外事項取扱申請書」を用いて、個人情報保護管 理者の承認を得る。
- (4) 個人情報管理台帳 個人情報保護管理者は、個人情報の新規取得及び要配慮個人情報の取得、又は個人 情報の取扱いに変化について「個人情報管理台帳」を更新し、必要に応じてリスク アセスメントを実施する。

#### J.8.1 利用目的の特定(A.1)

- 1. 当社は、個人情報の利用目的をできる限り特定し、その目的の達成に必要な範囲内において取扱いを行う。
- 2. 利用目的は、取得した情報の利用及び提供によって本人の受ける影響を予測できるように、利用及び提供の範囲を可能な限り具体的に明らかにする。

#### J.8.2 適正な取得(A.4)

1. 当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得する。

#### 【運用手順】

- 1. 個人情報の取得は、適法、かつ、公正な手段によって行なう。
- 2. 本人以外から個人情報を取得する場合は、提供元又は委託元等が個人情報を適正に 取扱っていることを口頭や委託契約書などの手段で確認する。

#### J.8.3 要配慮個人情報などの取得(A.5)

1. 要配慮個人情報の取得に際しては、要配慮個人情報の取得、利用、又は提供(要配 慮個人情報のデータの提供含む)する旨について、あらかじめ書面によって明示し、書 面によって本人の 同意を得る。

- 2. 要配慮個人情報を取得する際、あらかじめ書面によって本人の 同意を得ることを要しないのは、以下の場合に限定する。
  - a)法令に基づく場合
  - b)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - c)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - d)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂 行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることに よって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - e)当該要配慮個人情報が、法令等により当社の義務などの適用除外とされている者及 び個人情報保護委員会規則で定めた者によって公開された要配慮個人情報である とき
  - f)本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
  - g)特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、要配慮個 人情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該要配慮個人情報の提供を受けるとき
  - h)合併その他の事由による事業の承継に伴って要配慮個人情報の提供を受ける場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該要配慮個人情報を取り扱うとき
  - i) J.8.7 の d)によって、特定の者との間で共同して利用される要配慮個人情報を当該特定の者から提供を受けるとき
  - j)当社が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で 取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究 目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除 く。)
  - k)学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当社と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)
- 3. 個人情報に、性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、当該 情報を要配慮個人情報と同様に取り扱うこと。

	→ №
-	T. M.H.

#### J.8.8 個人データの提供に関する措置(A.14)

1. 当社は、個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ、本人に対して、当該個人データを第三者に提供することに関して、J.8.5 の a)~d)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項、及び取得方法を通知し、本人の同意を得る。

- 2. 個人データを第三者に提供する場合に、本人に通知し、本人の同意を得ることを要しない場合は、以下の場合に限定する。
  - a)J.8.5 の規定によって、個人データを第三者に提供することに関して、既に J.8.5 の a) $\sim$ d)の事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に明示し、本人の同意を得ているとき、又は J.8.7 の規定によって、既に J.8.5 の a) $\sim$ d)の事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に通知し、本人の同意を得ているとき
  - b)本人の同意を得ることが困難な場合、かつ本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、法令等が定める手続に基づいた上で、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る 状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たとき。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は偽りその他不正の手段により取得された個人データ若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項 b)の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。
    - 1)第三者への提供を行う当社の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
    - 2)第三者への提供を利用目的とすること
    - 3)第三者に提供される個人データの項目
    - 4)第三者に提供される個人データの取得の方法
    - 5)第三者への提供の手段又は方法
    - 6)本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
    - 7)本人の求めを受け付ける方法
    - 8)第三者に提供される個人データの更新の方法
    - 9)当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
  - c)特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は 一部を委託することに伴って当該個人データが提供されるとき
  - d)合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人データを取り扱うとき
  - e)J.8.7 の d)によって、特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定 の者に提供されるとき
  - f)法令に基づく場合
  - g)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - h)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - i)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂 行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることに よって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - j)個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、 個人データの提供が

学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき (個人の権利利益を不当 に侵害するおそれがある場合を除く。)

- k)個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、 個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき (個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(個人情報取扱事業者と第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)
- 1)第三者が学術研究機関等である場合であって、第三者が個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

制定:第1版 2024年 1月19日